

環境こだわり農産物認証制度の一部見直しについて（案）

1 農業者等の事務を簡素化するため、以下の見直しを行う。

- ①提出書類の削減：ほ場位置図の添付の省略
- ②計画変更手続きの簡略化：品種、措置の変更、肥料・農薬の変更（基準内に限る）
- ③様式記入項目の変更：作成日欄の削除、面積の記入単位
- ④申請受付期間の拡大
- ⑤様式等補足説明の追加：飼料用稲の説明、確認責任者の署名・押印方法、
購入苗の播種日、栽培面積の把握方法、ほ場看板の記載方法

2 環境こだわり農産物認証マークの配色の特例

現 行：別紙のとおり

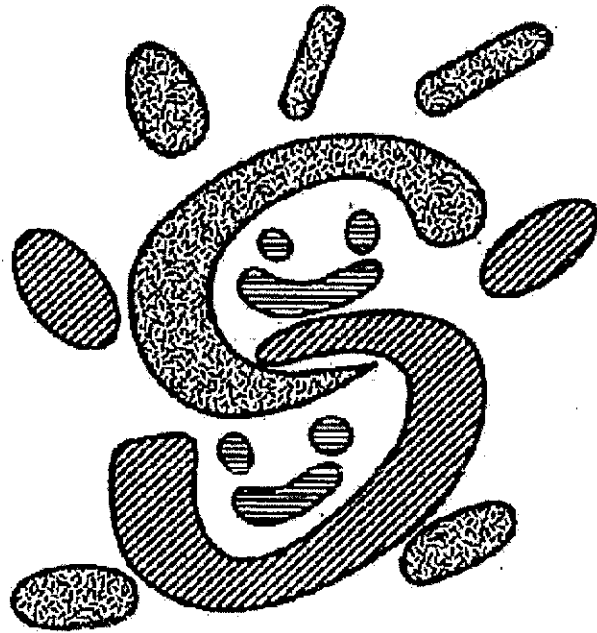
変 更 案：以下のような場合には単色の利用を認める。但し色は現行で使用されている5色（黒、赤、緑、水色、白）に限り、別紙のような濃淡をつけることとする。

例 1：葉物野菜用の透明な袋への表示

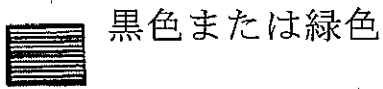
例 2：直接消費者の目に触れない流通段階の出荷包装（野菜の出荷用段ボール、米の30kg紙袋等）への表示

変更理由：認証を受けた農産物に当該マークを表示する際、現行の規則では最低でも赤色と緑色の使用が必須となるが、使用条件によってはマークが識別しにくい場合やコストがかかることで、マークの使用そのものが行われない場合があるため色の制限を緩和するもの

様式第7号(第10条関係)



(注)



黒色または緑色



赤色



緑色

1 「環境こだわり農産物」、「農薬・化学肥料通常の5割以下」、「びわ湖にやさしい」および「滋賀県認証」の文字を併せて表示すること。

2 図柄の配色は(注)のとおりとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。(変更箇所)

※単色による濃淡

環境こだわり農産物



50%アミ

75%アミ